

新町建設計画

(令和2年3月改定)

七戸町まちづくり計画

七戸町

も く じ

第1章 序 論 1

- 1 合併の必要性 1
 - (1) 歴史的経緯
 - (2) 生活圏の広域化と住民ニーズの高度化
 - (3) 合併による計画的・総合的行政の展開と行政能力の向上
- 2 計画策定の方針 4
 - (1) 計画の趣旨
 - (2) 計画の構成
 - (3) 計画の期間
 - (4) 計画の留意点

第2章 新町の概況 5

- (1) 位置と地勢 (2) 気候 (3) 面積 (4) 人口と世帯 (5) 産業

第3章 主要指標の見通し 8

- 1 人 口 8
 - (1) 総人口 (2) 年齢別人口 (3) 就業人口 (4) 交流人口
- 2 世 帯 9

第4章 新町の将来像 10

- 1 新町の将来像 10
 - (1) 基本理念
 - (2) まちづくりの将来像
- 2 将来像を実現するための3つの基本方針 12
 - (1) 広域連携型のまちづくり
 - (2) 地域経済自立型のまちづくり
 - (3) 住民参加型のまちづくり
- 3 基本方針に基づく、まちづくりの重点施策 13
 - (1) 快適で彩りあふれるまちづくり (都市基盤の整備)
 - (2) 活力あふれる産業のまちづくり (産業の振興)
 - (3) 心豊かに安心して暮らせるまちづくり (健康・福祉の充実)
 - (4) 自然と調和のとれた快適なまちづくり (生活環境の整備)
 - (5) 豊かな心と文化を育むまちづくり (教育・文化の充実)
 - (6) 一体感あふれ魅力あるまちづくり (連携・交流の促進)
 - (7) 町民が参加する活力あふれるまちづくり (住民参加と行財政改革の推進)

第5章 新町の施策 14

- 1 快適で彩りあふれるまちづくり（都市基盤の整備） 16
 - （1）道路網の整備
 - （2）自然環境の保全と活用
 - （3）水資源の確保及び水道施設の整備
 - （4）生活排水処理施設の整備
- 2 活力あふれる産業のまちづくり（産業の振興） 19
 - （1）農林畜産業の振興
 - （2）商工業の振興
 - （3）観光・レクリエーションの振興
- 3 心豊かに安心して暮らせるまちづくり（健康・福祉の充実） 23
 - （1）保健・医療の充実
 - （2）地域福祉の充実
 - （3）対象者別福祉の充実
 - （4）コミュニティづくりの推進
- 4 自然と調和のとれた快適なまちづくり（生活環境の整備） 26
 - （1）住宅の整備
 - （2）河川の整備
 - （3）公共交通機関の整備
 - （4）環境衛生の充実
 - （5）景観形成の推進
 - （6）防災・交通安全・防犯等の推進
 - （7）情報・通信の整備
- 5 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育・文化の充実） 31
 - （1）学校教育の充実
 - （2）生涯学習の充実
 - （3）生涯スポーツの振興
 - （4）青少年の健全育成
 - （5）芸術・文化の振興
- 6 一体感あふれ魅力あるまちづくり（連携・交流の促進） 35
 - （1）新町内の連携・交流の促進
 - （2）国内の連携・交流の促進
 - （3）国際交流と相互理解の推進
- 7 町民が参加する活力あふれるまちづくり 37
（住民参加と行財政改革の推進）
 - （1）住民参加型のまちづくり
 - （2）行財政改革の推進

第6章 公共施設の適正管理 39

第7章 新町における青森県事業の推進 40

第8章 財政計画 41

第1章 序論

1 合併の必要性

(1) 歴史的経緯

七戸町・天間林村の2町村は、藩政時代以前から歴史的にも、経済、教育・文化、生活の面でも強い結びつきを有してきました。

明治22年の市制町村制施行により天間林村は7ヵ村を合併して村制を施行、七戸村は明治35年に町制を施行し七戸町となり、現在に至っていますが、これまでの歴史的経緯から、それぞれの地域住民の交流が活発に行われ、地域の一体感の醸成が図られてきました。

しかし、近年の地方分権の推進、少子・高齢化社会の進展、厳しい財政状況等とこれらに付随する新たな行政課題への対応など、市町村を取り巻く環境が大きく変化してきたことから、将来とも質の高い行政サービスの維持・向上の確保と財政基盤の確立が図れるもっとも有効な手段として、市町村合併が検討されることになりました。

(2) 生活圏の広域化と住民ニーズの高度化

これまで、七戸町と天間林村で活発に交流が行われてきた生活圏域も、社会経済の発展や交通網の整備と車社会の進展によって地域住民の日常生活や経済活動の範囲は、両町村の枠を越えて広域的に展開されています。

また、住民のニーズも多様化・高度化を続けており、都市基盤や生活環境、福祉、教育、産業等の住民生活を取り巻く様々な分野においても、ますます広域的な取り組みが必要となってきました。

このようなことから、2町村の行政が一体となって強力な行財政改革と効率的な行財政の運営に努め、広域的視点に立ち、より充実したきめ細かな住民サービスができる適正な規模と財政能力を持った組織体制の確立を図っていかなければなりません。

(3) 合併による計画的・総合的行政の展開と行政能力の向上

現在、市町村を取り巻く環境は大きく変化しています。特に、少子・高齢化社会の進展や高度情報化社会に的確に対応するためにも財政基盤の強化が重要な課題となってきます。

一方、住民に身近な行政は地方自治体が主体的に実施していかなければならないという地方分権の趣旨を踏まえ、自治体のより一層の行政能力の向上が求められています。

このためには、2町村が合併し地方分権の担い手として、行政サービスの向上に努めるとともに効率的な行財政運営と行政能力の強化を図り、自治能力の高い新町を築いていかなければなりません。

また、単独の町村では効果的な展開が難しかった、東北新幹線七戸十和田駅の開業や上北自動車道及び下北半島縦貫道路等の整備による都市計画や地域開発も合併によって可能となり、都市機能の充実や地域産業の集積化など、地域の活性化に大きなインパクトを与えることができます。

町村合併の必要性と合併効果

合併の必要性

少子・高齢化の進展

- ◇少子・高齢化により将来、就業者人口が減少することになります。
- ◇少子化対策・高齢者対策への財政負担が増えてきます。
 - 働き手の減少は、税収確保に大きな影響を与える。【自主財源の減少】
 - 収入減に伴い、消費量（買い物）が減少する。【地元商店街の消費低迷】
 - 長期的には、地域産業の活力低下を助長する。
 - 子育て支援、介護保険制度・在宅支援制度等を充実させるため、財政負担が増加する。【財政基盤の強化】

生活圏の広域化

- ◇通勤・通学・通院・買い物など、日常生活は町村の枠を超えた広範囲な規模で展開されています。
 - 日常生活にかかわる部分では、特に不便を感じない状況になってきている。
 - 通勤・通学・通院・買い物などの生活圏にかかわる広域的行政が求められている。
 - 生活圏の広域化に伴って、地域での消費量が減少している。【地元商店街の空洞化】

地方分権の推進

- ◇地域のことは、町村が自らの選択と責任により行政運営を進めなければなりません。
 - 地方分権の推進によって、地域住民も行政運営に対しての『参加と責任分担』というスタンスが求められる。【住民と行政の協働によるまちづくり】
 - 職員は、行政能力の資質の向上が求められる。

厳しい財政状況

- ◇国・地方とも非常に厳しい財政状況に直面しています。
- ◇厳しい財政状況により、行政サービスの低下が懸念されます。
 - 積極的な行財政改革が求められる。
 - フルセット型の施設整備の見直しが求められている。
 - ※フルセット型
従来の権利調整や用地取得から敷地の整備、関連公共施設の整備あるいは建築物の建設といったすべてを自ら行うこと。
 - 投資余力の減退が地域の活力低下を招いている。

町村合併（まちづくり）

合併の効果

■少子・高齢化対策のための専任の組織体制をとることができます。

- 専任・専門職員の配置が可能となり、サービスの向上が図られます。
- 広域的な保健・医療・福祉・教育などの連携により総合的なまちづくりができます。

■地域ごとの交流・連携が基盤整備を促進することになります。

- 交流・連携の拡大が需要の増加を促します。
- 地域性を尊重しながら、より質の高いものを分担し、広域的に活用できるようになります。
- 特産品等開発のための共同開発や技術連携が可能となります。
- 新たな産業や文化の創出が期待されます。

■地域における各種サービスの提供が可能となります。

- これまで困難であった、他町村のサービスが容易に受けられます。
- 公共施設のネットワーク化により、行政サービスの向上が図られます。

■大きくまとまることにより、行財政基盤の強化と地域の活性化が図られます。

- 道路整備や公共施設整備を契機として地域振興や活性化が図られるようになります。
- 集積力の差や資源の違いを補完することによって、地域力の向上につながり活性化が図られるようになります。
- イベント等の共同開催等により知名度の向上と誘客の促進が図られるようになります。

■新たなビジネスチャンスや交流のチャンスが創出されるようになります。

- 産業・経済活動が町村の枠を超えて展開できるため、新たなビジネスチャンスが生まれ活性化が図られるようになります。
- 地域間交流の促進は、消費需要の増加を招き、地域に活性化をもたらします。

■地域が抱えていた課題を広域的かつ高い次元から解決できるようになります。

- 行財政改革の効果が顕著に現れます。
- 地域が抱える課題を個別的対応から広域的対応に転換することで、効率的な行財政運営が可能となります。
- 高速交通体系の整備に伴う基盤整備や都市開発が、効果的かつ広域的に対応できるようになります。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画は、合併特例法第5条に基づき「七戸町・天間林村合併協議会」が作成するものであり、七戸町と天間林村の合併後の魅力あふれる新町を創造するための基本方針と、これに基づくまちづくり計画を策定し、その実現を図ることにより、七戸町と天間林村の速やかな一体化を促進して、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

(2) 計画の構成

この計画は、七戸町と天間林村の合併後の魅力あふれる新町を創造するための基本方針と、まちづくり計画を実現するための施策、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画をもって構成しました。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成17年度から令和6年度までの20ヵ年度にかかるものとししました。

(4) 計画の留意点

この計画に掲載されている各種事業は、新町のまちづくりを実現するために、特に重要と思われる施策を重点施策として、両町村の長期計画に掲載されている事業を個別事業として掲載しています。これらの各種事業、特に施策の方針にかかわる事業実施にあたっては、事前にその内容を精査するとともに、国、県及び関係団体等と十分に協議しながら進めます。

なお、合併後における、より詳細かつ具体的な事業内容等については、新町において作成される総合開発計画を基本とした実施計画に委ねられることとなりますが、各年度において、事業の必要性、緊急性を踏まえつつ、両町村間で均衡が保たれるよう住民の意見にも配慮しながら実施していきます。

第2章 新町の 概況

(1) 位置と地勢

新町は、青森県の東部に位置し、東は上北町、西は青森市に、南は十和田市、北は東北町にそれぞれ接する内陸部の町となっています。

新町には、国道4号が南北に縦断、394号が4号と交差して東西に横断しており、また、みちのく有料道路で青森市と結ばれているほか、主要地方道や県道が放射線状に近隣町村に伸び、広域交通条件に恵まれた地域といえます。

更に、新町のほぼ中央に東北新幹線七戸十和田駅の開業や上北自動車道及び下北半島縦貫道路等が整備されるなど交通の要衝地域となり、地理的条件から一体的な県土整備の要となることができます。

地勢を概観しますと、西側一体は広大な国有林野で、標高1,000mを超える八甲田山系が連なり、山麓から東に伸びる丘陵は高低差が少なく、広大な水田地帯を形成しています。



(2) 気候

新町の気象は、一年を通じて変化が激しく、なかでも6月、7月には霧雨を伴ったヤマセ（北東風）のため気温の低い状態が続き、夏は短く、11月から4月にかけては北西の強い季節風が吹き、曇天、降雪の日が多くなっています。

気温は、平成23年の平均で約10.5℃、最低気温は-13.5℃、最高気温は35.5℃を記録しています。降水量は約1,200mm/年前後で夏季から秋季にかけて多く、春季は比較的少ない状況となっています。

初雪は平年では11月上旬から中旬に見られ、積雪量は地域によってかなりのばらつきがあり、平坦部では40cmから1.5m、地域によっては最深積雪が2mを越える内陸型の豪雪地帯といえます。

(3) 面積

新町は、東西約31km、南北約26kmのやや長方形で、広さは337.23km²の面積を有します。

土地の利用区分を見ると、総面積の約65%が山林(219.07km²)で占められているほか、農用地が78.65km²、宅地が5.37km²となっている自然環境が豊かな地域となっています。

(4) 人口と世帯

平成27年の国勢調査によると七戸町の人口は15,709人で、平成22年の国勢調査人口の16,759人と比較し、1,050人（△6.3%）減少しています。

また、世帯数については人口減少の進展に伴い、平成27年の国勢調査では5,572世帯で、平成22年の国勢調査の5,713世帯よりも141世帯減少しています。

□ 人口・世帯数の推移

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	22,707人	22,342人	21,237人	20,209人	19,357人	18,471人	16,759人	15,709人
総世帯数	5,760世帯	5,850世帯	5,730世帯	5,781世帯	5,938世帯	5,823世帯	5,713世帯	5,572世帯
1世帯当り人員	3.94人	3.82人	3.70人	3.50人	3.26人	3.20人	2.90人	2.82人

(資料：国勢調査)

(5) 産業

新町は農業が基幹産業であり、水稻、畑作、畜産等の複合的経営により農業経営が確立されていますが、近年、第1次産業の就業者が第2次・第3次産業へ移行しつつあり、農業後継者不足を促す結果となっています。

第2次産業における主要産業は建設業となっており、就業者数も増える傾向が見られます。第3次産業、特に商業については、各地域とも役場を中心に商店街が形成されていますが、郊外型の大型ショッピングセンターの進出が商業圏域と消費者動向に大きな変化を及ぼし、地元商店街の空洞化と活力の低下を招く要因となっています。

しかし、農業の実態を考えれば、新町は県内有数の食糧生産基地となり得る要素を備えており、今後は高付加価値を持った特産品の開発と流通販売体制の確立を図り、加えて商業の活性化に波及させる取り組みが求められます。

□ 産業別就業人口

区 分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業 (農林畜産業)	就業人口	4,429人	4,512人	3,694人	2,815人	2,115人	1,857人	1,667人	1,480人
	構成比	40.44%	40.62%	34.99%	28.06%	21.69%	20.46%	20.34%	18.86%
第2次産業 (鉱工業、建設業、 製造業)	就業人口	2,231人	2,151人	2,592人	2,632人	2,844人	2,252人	1,926人	1,783人
	構成比	20.37%	19.36%	24.55%	26.23%	29.16%	24.82%	23.51%	22.72%
第3次産業 (卸・小売業、金融 業、サービス業)	就業人口	4,292人	4,445人	4,272人	4,586人	4,794人	4,966人	4,601人	4,586人
	構成比	39.19%	40.02%	40.46%	45.71%	49.15%	54.72%	56.15%	58.42%
合 計		10,952人	11,108人	10,558人	10,033人	9,753人	9,075人	8,194人	7,849人

(資料：国勢調査)

□ 耕地面積

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
耕地面積	4,910ha	4,699ha	4,557ha	4,476ha	5,490ha	4,974ha
田	3,783ha	3,554ha	3,557ha	3,203ha	3,206ha	3,800ha
畑	1,096ha	1,121ha	1,049ha	1,272ha	2,269ha	1,155ha
樹園地	31ha	24ha	14ha	1ha	15ha	19ha

(資料：平成 2 年、7 年、12 年、17 年、22 年耕地及び作付面積統計
平成27年確保すべき農用地等の面積の目標達成状況)

□ 農作物作付(栽培)延べ面積及び耕地利用率

単位：ha

単位：ha、t

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	区 分	平成22年	
	作付面積	作付面積	作付面積	作付面積		作付面積	収穫量
稲	3,074	2,977	2,248	2,080	水 稲	2,040	11,200
麦 類	36	24	22	2	小 麦	—	—
かんしょ	66	—	—	0	大 豆	102	61
雑 穀	24	11	15	62	そ ば	61	33
豆 類	270	168	195	164	なたね	—	—
果 樹	54	41	22	19			
野 菜	917	786	620	554			
工芸農作物	24	29	31	29	区 分	平成27年	
桑	2	0	—	—		作付面積	収穫量
飼肥料作物	2,461	2,103	2,840	2,750	水 稲	2,203.00	11,653
そ の 他	107	47	84	107	小 麦	7.95	14
作付延べ面積	7,030	6,190	6,070	5,760	大 豆	154.03	120
耕地利用率(%)	95.5	84.8	81.7	78.9	そ ば	52.32	20
					なたね	0.00	0

※かんしょについて、平成 2 年はいも類の数値を掲載している。

(資料：作物統計調査)

※平成22年以降は、調査区分が変更となっている。

□ 主要家畜飼養戸数・頭羽数

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
乳用牛	飼養戸数	2	2	0	6	3
	飼養頭数	28	18	16	180	150
肉用牛	飼養戸数	21	15	11	106	90
	飼養頭数	470	581	583	9,180	8,965
豚	飼養戸数	7	3	1	8	6
	飼養頭数	805	600	574	2,277	2,221
採卵鶏	飼養戸数	3	—	—	—	1
	飼養羽数	10	—	—	—	1,040
ブロイラー	飼養戸数	—	—	—	—	1
	飼養羽数	—	—	—	—	140
馬	飼養戸数	—	—	—	5	13
	飼養頭数	—	—	—	40	67

(資料：青森農林水産統計年報、家畜改良関係頭羽数等調査)

単位(平成 2 年、7 年、12 年) 単位(平成17年、22年、27年)

飼養戸数：10戸

飼養戸数：戸

飼養頭数：10頭

飼養頭数：頭

飼養羽数：100羽

飼養羽数：千羽

第3章 主要指標 の見通し

1 人口

(1) 総人口

新町の人口は15,709人（平成27年国勢調査）で、平成17年の18,471人と比較して2,762人（△15.0%）減少しています。また、令和7年には12,693人と人口減少がさらに進むと推計されています。

このような現状を踏まえた上で、東北新幹線七戸十和田駅の開業や上北自動車道及び下北半島縦貫道路等の整備に伴う新たな市街地整備と住宅環境の整備に加え、新町が位置する地理的条件を考慮した人口減少対策が重要課題となっています。

(2) 年齢別人口

年齢別人口については、少子・高齢化社会の進展を受け、現在の状況からは人口増を予測することは困難な状況にあります。特に、生産年齢人口（15～64歳）の減少傾向は、結果として市町村民税の減収や地域の消費量の減少を招き、長期的には地域産業の活力の低下を助長することとなります。

しかし、高速交通体系の圏域に組み込まれることによって、新町は総合的な社会基盤の整備が促され、企業誘致や[※]U・I・Jターン施策を積極的に推進することによって、長期的には若者超過流出の構造が改善され、定住化に伴う人口の社会増を期待することができます。

老年人口（65歳以上）については、全国的な傾向と同様に増加することが予測されており、令和7年には5,651人と人口の4割を占めるものと推計されます。

※U・I・Jターン

大都市で暮らす地方出身者が出身地に戻ることを「Uターン」、大都市居住者が地方に戻ることを「Iターン」、田舎から大都市に出てきた人が中小都市に移住することを「Jターン」といいます。最近はさまざまな理由から地方都市に移り住むことを希望する人が増えています。

□ 推計人口

	区 分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		令和7年		令和12年	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
年 齢 別 人 口	0～14歳	2,317	12.5	1,949	11.6	1,604	10.2	1,387	9.6	1,135	8.7	978	8.3
	15～64歳	11,261	61.0	9,657	57.6	8,419	53.6	7,013	48.7	6,070	46.2	5,244	44.3
	65歳以上	4,893	26.5	5,153	30.8	5,686	36.2	6,016	41.7	5,921	45.1	5,621	47.4
	合 計	18,471	100.0	16,759	100.0	15,709	100.0	14,416	100.0	13,126	100.0	11,843	100.0

（資料：H17, H22, H27国勢調査、R2, R7, R12国立社会保障・人口問題研究所）

(3) 就業人口

就業人口については、第1次・2次・3次産業ともに減少傾向にあります。特に第1次・2次産業の就業人口が大きく減少しており、その要因として従事者の高齢化と後継者不足が考えられます。その結果第3次産業の就業人口割合が増加傾向にあります。

また、失業率は4.6%（平成27年国勢調査）となっており、国の4.2%、県の5.3%と同程度の水準で推移しています。

地域の活性化を図るためには、産業を育成し、雇用創造を図ることが重要であり、魅力ある農林畜産業の基盤整備と経営改善を促進し、加えて、高速交通体系に組み込まれる地域特性を活かした新たな産業の創出と積極的な企業誘致により、就業者人口の増加に努める必要があります。

(4) 交流人口

余暇志向の高まり、スポーツ・レクリエーションに対するニーズの多様化、行動範囲の広域化などにより、地域の各種行事や多彩なイベントに訪れる交流人口が増加する傾向にあります。

今後、新町の活性化を考えるうえで、この交流人口の増加を更に伸ばしていくことが必要となります。近年、交流人口の意味するものは単に、訪れる人の数だけで判断されるものではなく、地域の人々への刺激、あるいは楽しみを生み出すという、交流の質が注目されはじめています。

東北新幹線七戸十和田駅の開業や上北自動車道及び下北半島縦貫道路等の整備により、都市圏域との時間的距離が短縮され交流人口の増加が期待できますが、今後、交流の質の向上をもたらすような受け入れ体制の確立が求められます。

2 世帯

世帯数については核家族化の進展に伴い、平成12年の国勢調査では5,938世帯で、平成7年の国勢調査の5,781世帯よりも157世帯増加していたが、平成27年の国勢調査では5,572世帯と366世帯減少した。この背景として人口減少が影響しており今後もこうした減少傾向が続いていくことは十分に予想されます。

□ 人口・世帯数の推移（再掲）

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	22,707人	22,342人	21,237人	20,209人	19,357人	18,471人	16,759人	15,709人
総世帯数	5,760世帯	5,850世帯	5,730世帯	5,781世帯	5,938世帯	5,823世帯	5,713世帯	5,572世帯
1世帯当り人員	3.94人	3.82人	3.70人	3.50人	3.26人	3.20人	2.90人	2.82人

第4章 新町の 将来像

1 新町の将来像

(1) 基本理念

新町の豊かな自然環境や歴史・文化を守り、次世代に継承しながら、今後は、日常生活に必要な利便施設やサービス施設等の公共施設が身近に利用でき、「まち」全体が住民一人ひとりにとって安全、安心で魅力ある生活空間として、誇りを持って住み、働き、学び、ふれあい、住んでいる人も訪れる人も心の豊かさを実感できる魅力と活力のあるまちをめざします。

(2) まちづくりの将来像

豊かな自然のもと、連綿と受け継がれてきた多彩な産業や歴史、教育・文化を礎に、21世紀にふさわしい、地域の特性と個性を十分に活かしたまちづくり、心やさしく、人情あふれる個性的で活力あふれるまちづくりをイメージしています。

うるお いろど でんえんぶんかとし 潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして

うるお ◇潤い

＝人にやさしく、協調性に富んだ人情あふれるまちづくり＝
潤いは「心のゆとり」「心の豊かさ」を意味しています。
心にゆとりを持つことで、心の豊かさを生み出し、人にやさしく、協調性と人情あふれるまちづくりをイメージしています。

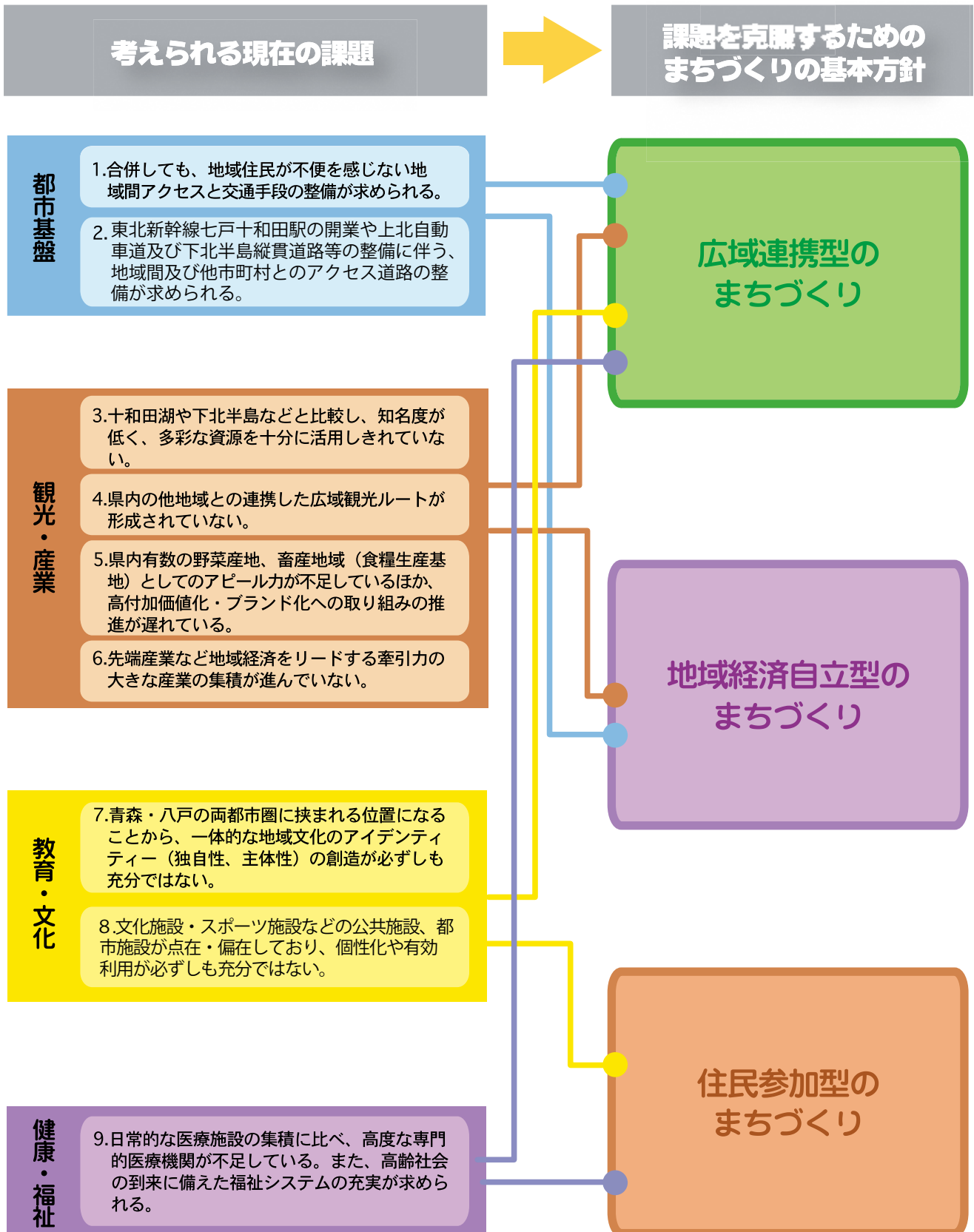
いろど ◇彩り あふれる

＝多彩な産業と歴史・文化の融合を図った、新たなまちづくり＝
彩りは、「様々な取り合わせ」を意味しています。両町村の多彩な産業と資源の取り合わせ、古くから引き継がれてきた多彩な歴史、教育・文化の彩りを融合させて、21世紀にふさわしい活力あふれる（彩りあふれる）まちづくりをイメージしています。

◇田園 文化都市

＝豊かな自然を活かした、可能性あふれるまちづくり＝
新町の自然豊かな大地からの恵みを受け、風土に根ざした心と文化を育むまちづくりと将来の発展の可能性をイメージしています。

解決が求められている2町村の共通課題



2 将来像を実現するための3つの基本方針

まちづくりの基本方針は、解決が求められている2町村の4分野9つの共通課題を受け、令和6年度を見据えた「まち」の将来像（青写真）を明らかにするとともに、町民と町が共有する「まちづくり」を進めるための羅針盤（指針）です。

(1)広域連携型のまちづくり

合併後の広域的かつ、有機的連携をもった土地の有効利用を計画し、併せて、環境・生活・産業等の総合的な視点を踏まえ、高速交通体系を視野に入れた利便性に富む交通基盤の整備されたまちづくりをめざします。

(2)地域経済自立型のまちづくり

農林畜産業を柱とした[※]アグリビジネスによる産業振興と、地域観光資源を活用した観光クラスター（葡萄の房）による交流産業の振興を図り、新たな産業の構築による地域経済の自立ができるまちづくりをめざします。

※「アグリビジネス（agribusiness）」の定義

アグリビジネスという用語は、1957年にJ. H. DavisとR. A. GoldbergがA Concept of Agribusinessにおいて規定している。農業資材供給部門、農業生産部門、農産物の貯蔵・流通・加工部門がこれに含まれる。本計画では農村生産に加え、加工・流通や都市との交流まで合わせた複合的産業（6次産業）とした。

(3)住民参加型のまちづくり

心豊かに、安心して安全に暮らせる健康・福祉行政の充実と、地域への愛着を育む教育文化の環境整備を推進するとともに、住民・企業・行政とのパートナーシップ（協働・連携）によるまちづくりをめざします。

3 基本方針に基づく、まちづくりの重点施策

新町のまちづくりにあたって基本方針とした『広域連携型まちづくり』『地域経済自立型まちづくり』『住民参加型まちづくり』を実現するため、7つの重点施策を定めます。

(1) 快適で彩りあふれるまちづくり（都市基盤の整備）

- ①利便性に富む地域間アクセスと交通手段の整備計画
- ②上北自動車道及び下北半島縦貫道路の整備に伴う、アクセス 道路の整備計画
- ③東北新幹線七戸十和田駅及び上北自動車道を考慮した新市街地及び他市町村とのアクセス道路の整備計画

(2) 活力あふれる産業のまちづくり（産業の振興）

- ①主要農林畜産物のマーケティング計画
- ②畜産業と農業との連携による循環型農業の構築
- ③魅力あふれ求心力を持つ商業ゾーンの構築
- ④「食資源、自然的資源、歴史・文化的資源」を活用した新たな観光資源の創出

(3) 心豊かに安心して暮らせるまちづくり（健康・福祉の充実）

- ①地域医療拠点としての七戸病院の機能の充実
- ②不公平感が感じられない福祉行政の充実
- ③住民参加による福祉活動の機会創出

(4) 自然と調和のとれた快適なまちづくり（生活環境の整備）

- ①良好な住宅環境の整備計画
- ②自然的景観、歴史・文化的景観の保全・創出

(5) 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育・文化の充実）

- ①画一化されない地域らしい教育・文化の振興
- ②地域の歴史・文化の継承及び検証の機会創出

(6) 一体感あふれ魅力あるまちづくり（連携・交流の促進）

- ①国際交流の充実と、他地域、他分野との交流促進

(7) 町民が参加する活力あふれるまちづくり（住民参加と行財政改革の推進）

- ①新町民に不便を感じさせない行政サービスの提供
- ②住民参加の機会拡大
- ③事務管理の近代化・合理化による行財政改革の推進

第5章 新町の施策

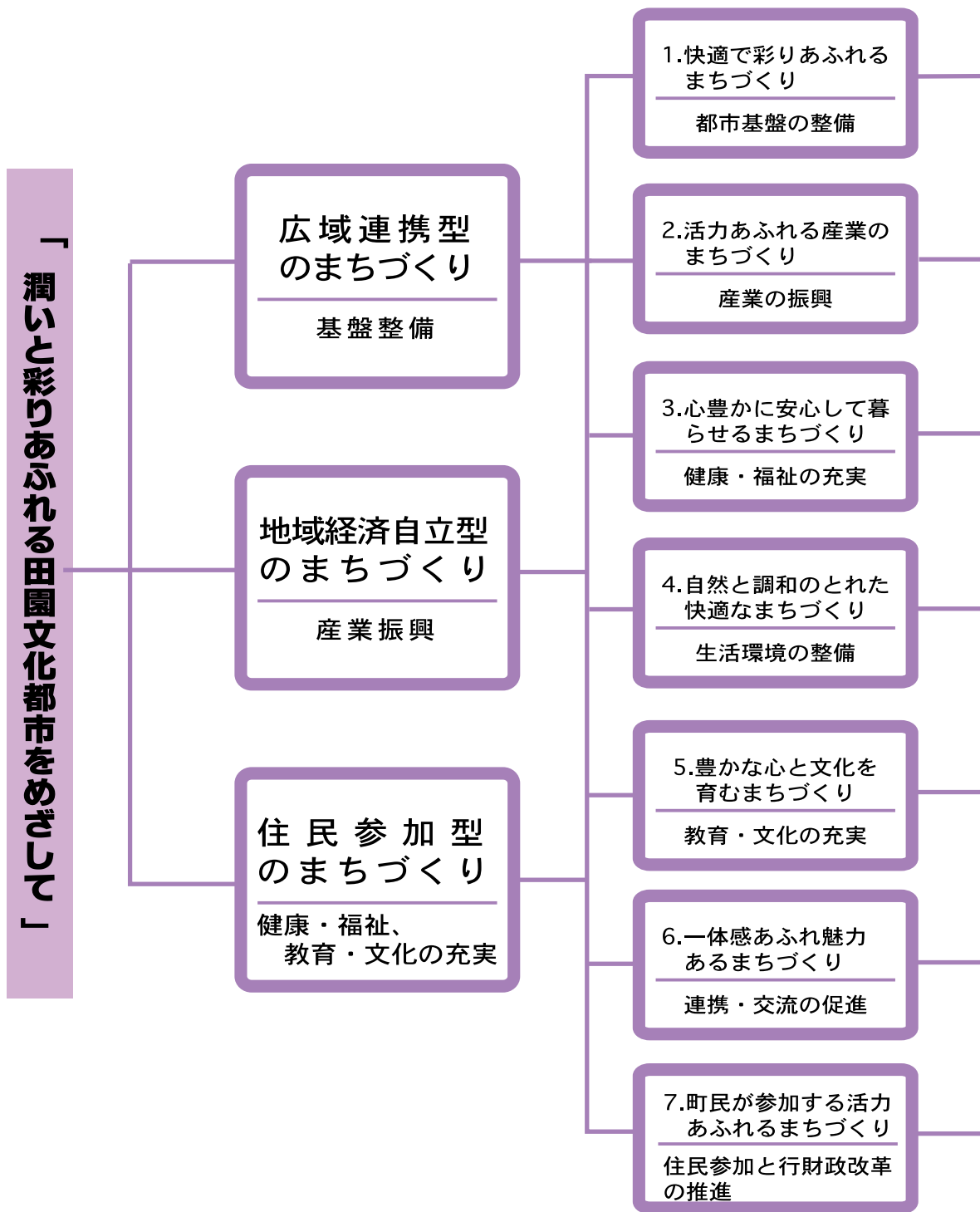
2町村の速やかな一体化の促進に努めるとともに、「潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして」を実現するため、新町建設に向けた3つの基本方針を受け、7つの重点施策を定めました。

さらに、まちづくりの総合的かつ計画的な整備促進と活性化に資する28の施策の積極的な展開を図ります。

基本目標

基本方針

重点施策



また、地域住民の連帯意識の強化や自主的なまちづくり活動を支援していくため、合併特例債を活用した（仮称）「合併振興基金」の積み立てを行い、地域の一体感の醸成と新町の一体的な行政サービスの展開に努めます。

施策の方針

- (1) 道路網の整備
- (2) 自然環境の保全と活用
- (3) 水資源の確保及び水道施設の整備
- (4) 生活排水処理施設の整備

- (1) 農林畜産業の振興
- (2) 商工業の振興
- (3) 観光・レクリエーションの振興

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 地域福祉の充実
- (3) 対象者別福祉の充実
- (4) コミュニティづくりの推進

- (1) 住宅の整備
- (2) 河川の整備
- (3) 公共交通機関の整備
- (4) 環境衛生の充実
- (5) 景観形成の推進
- (6) 防災・交通安全・防犯等の推進
- (7) 情報・通信の整備

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の充実
- (3) 生涯スポーツの振興
- (4) 青少年の健全育成
- (5) 芸術・文化の振興

- (1) 新町内の連携・交流の促進
- (2) 国内の連携・交流の促進
- (3) 国際交流と相互理解の推進

- (1) 住民参加型のまちづくり
- (2) 行財政改革の推進

個別事業（長期計画の個別事業）

1 快適で彩りあふれるまちづくり (都市基盤の整備)

【基本方向】

新しい町がひとつに強く結びつき、地域の活力を維持していくためには、総合的な道路ネットワークの整備と日常的な生活空間が便利になるような道路環境づくりが求められます。

このため、幹線道路網の整備促進や公共施設へのアクセス機能の強化と人に優しい生活道路の改良促進を図ります。また、豊かな自然環境との調和を保持しながら、暮らしを育てる都市基盤を総合的・計画的に整備して、快適で潤いと彩りあふれるまちづくりを目指します。

【施策の方針】

(1) 道路網の整備

新町の経済活性化を推進し、安全で快適な生活を確保するため、広域的なアクセスの向上をはじめ、将来的な発展動向を展望した道路網の計画的な整備を進めます。

基幹道路となっている国道4号、394号のバイパス等の改良工事の促進や、地域間を連絡する主要地方道、一般県道の整備促進をはじめ、東北新幹線七戸十和田駅や上北自動車道及び下北半島縦貫道路等へのアクセスを充分考慮した道路交通体系の確立を国や県に働きかけていきます。

また、住民生活の利便性の向上や産業活動の円滑化を図るため、町道等については、交通量、公共施設の配置、防災機能、交通安全対策などを考慮し、計画的な整備の推進に努めます。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
道路網の整備	<ul style="list-style-type: none">□上北自動車道及び下北半島縦貫道路の整備促進の要請□国・県道の整備促進の要請（国道4号・394号及び主要地方道・一般県道整備促進）□町道の整備促進（地域間・公共施設間のアクセス道路の整備）□町内循環道路及び生活道路の整備促進□東北新幹線七戸十和田駅・七戸インターチェンジ及び（仮称）天間林（2）インターチェンジへのアクセス道路の整備促進□東北新幹線七戸十和田駅周辺の整備促進□舗装道路及び橋梁の長寿命化□除雪体制の充実

(2) 自然環境の保全と活用

豊かな自然に恵まれた地域特性を活かし、適正な土地利用の推進、自然に配慮した河川整備を促進するとともに、森林及び緑地保全、緑化の推進を図り、自然景観の積極的な保全・創出と計画的な活用に努めます。

また、地域の特性と自然環境との調和を保ちつつ、公園・緑地の整備を図るとともに、治山・治水事業を促進し、自然災害の防止や森林の保全に努めます。

更に、豊かな自然を残している里山や河川の環境保全と整備を促進し、地域住民の憩いの場を創造するためにも、美しい農村景観の維持に努め、恵まれた地域資源を活かした農村と都市の交流空間づくりを推進していきます。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
自然環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 自然活用型の環境教育関連事業を展開<input type="checkbox"/> 東八甲田家族旅行村・天間ダム森林公園の整備促進<input type="checkbox"/> 自然災害防止のための治山・治水事業の推進<input type="checkbox"/> 環境汚染源の監視体制の確立

(3) 水資源の確保及び水道施設の整備

上水道は住民生活や産業活動を支える重要な^{*}ライフラインとなっています。近年の人口減少や節水器具の普及などによる生活様式の変化にともない、水需要は減少傾向にあります。

今後は、良質な飲料水の安定的な供給を図るため、老朽管の耐震化や浄水・配水施設の規模適正化を図り、計画的に更新していきます。

また、水源涵養林の保全など、水源の確保に努めます。

※ライフラインの定義

電気、水道、ガス、電話など線や管で結ばれた生活に不可欠なシステム。広義には交通や流通システムを含む。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
水資源の確保及び水道施設の整備	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 老朽管の耐震化<input type="checkbox"/> 浄水施設及び配水施設の計画的な更新<input type="checkbox"/> 水源涵養林<small>すいげんかんようりん</small>の保全

(4) 生活排水処理施設の整備

住民の快適な生活環境を確保するとともに、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るため、地域特性に応じた生活排水処理対策を推進していきます。

高速交通体系の整備によって、都市化の進展が予想されることから、地域特性に応じた公共下水道事業及び農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業等を推進します。

また、道路整備、市街地整備を進めるうえにおいて、雨水処理に伴う生活排水路の改良整備の促進を図ります。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
生活排水処理施設の整備	<input type="checkbox"/> 公共下水道の整備促進 <input type="checkbox"/> 農業集落排水事業の促進 <input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽設置事業の促進 <input type="checkbox"/> 環境汚染源の監視体制の確立 <input type="checkbox"/> 下水道普及の促進 <input type="checkbox"/> 生活排水路の改良整備の促進

2 活力あふれる産業のまちづくり（産業の振興）

【基本方向】

地域の活力の維持、強化に向けては、地域産業の育成支援が基礎となります。既存の地域産業の振興はもとより、新たな産業の創出が大きな課題となります。

地域全体に分布する多彩な資源、特に農林畜産資源を有機的に活かすとともに、多様な連携による独創的な産業の創出と、時代を担う企業や人材の育成に努めます。

そして、地域環境融合型新産業の創出や企業誘致を促進させるとともにU・I・Jターンの推進を図ります。

また、都市圏域との広域的な交流を促進するため、優れた自然景観、歴史・文化景観、そして多彩なイベント等を観光資源として積極的な情報発信に努め、[※]グリーンツーリズム等を通じ、活気と魅力あふれるまちづくりを目指します。

※グリーンツーリズムの定義

緑豊かな自然や美しい景観、個性豊かな伝統文化や人情味あふれる日常生活など、都会にはないゆとりとやすらぎを求めて、農村にゆっくりと滞在することを目的とした旅行。

【施策の方針】

（1）農林畜産業の振興

農業については、優良農地の確保、農道及び農業用排水路などの農業生産基盤の整備を推進するとともに、担い手と生産者団体の育成や農業協同組合との連携強化に努めます。

更に、経営基盤の確立を図るため、流通ルートの拡充を図り、特産物のブランド化と高付加価値化を通じ、アグリビジネスの推進に努めます。

また、美しい農村景観、特色ある農村文化も資源として位置付け、農業の振興を通じ、農業・生活・文化が一体化した魅力ある新町の創造に努めます。

林業については、林道、作業道の生産基盤の整備や森林組合との連携強化を図り、林業生産活動の活性化を促進するとともに、所得向上のために特用林産物の生産を促進するほか、森林を整備し、国土の保全や水源涵養など森林の持つ公益的機能の向上と、豊かな森林づくりを推進します。

畜産については、草地開発と林間放牧地の活用を推進するとともに、安全で低コストの飼料を確保するとともに、肉用牛の生産拡大に努めます。

【事業の概要】

施 策 名	主要事業の概要
農林畜産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> □農業技術高度化の推進（農業関連機関との連携強化） □環境保全型農業の推進 □堆肥化施設（堆肥盤）の整備促進 □農業イノベーター（新しい取組みを志す者）及び起業家の育成・支援 □新作物の導入及び流通販売体制の確立・強化（ブランド化の確立） □農林畜産物の加工技術の高度化及び加工施設の整備促進（「アグリテクノプラザ」の設置） □選果・予冷・冷蔵施設の整備・拡充 □農産物の物流センター（物流拠点施設）の整備促進 □観光農園・体験学習型農林畜産業の推進（グリーンツーリズムの導入） □農地の集積化促進による経営基盤の確立 □農作業の協業化と生産組織の支援強化 □後継者対策の促進 □新規農業者への支援 □農道の整備促進 □農業用排水路の整備促進 □耕作放棄地（遊休農地）の活用促進 □林道及び作業道の整備促進 □除間伐及び下刈りの促進 □特用林産物生産の促進 □農畜産物の[※]地産地消の推進

※地産地消

地場生産・地場消費を省略した言葉といわれています。つまり、地元で生産されたものを、地元で消費するという意味で、栄養価の高い旬の産物が食べられるため、消費者の評価を得ていることや、地域農業の振興、食料自給率の向上などを推進するため、各地で様々な取り組みがされています。

イタリアのスローフードと韓国における身土不二とは同意語です。

(2) 商工業の振興

商業については、魅力ある商業空間の形成を図るため、個性と伝統を活かした既存商店街の振興と地域ごとに都市的機能の充実を図りながら、商業機能の集積を図ります。

また、東北新幹線七戸十和田駅の開業や上北自動車道及び下北半島縦貫道路等の整備を視野に入れた新たな商業ゾーンの形成については、既存商店街との調和を図りながら、新たな商業振興施策の展開を促進します。

工業の振興については、東北新幹線七戸十和田駅の開業や上北自動車道及び下北半島縦貫道路等の整備によって、新町は地理的条件からも一体的な県土整備の要となり、環境・エネルギー^{※1}産業創造特区計画 や新むつ小川原開発基本計画、^{※2} 県南・下北地域基本計画 の集積区域に指定され、地域環境融合型新産業の創造拠点としての可能性も高く、環境・エネルギー関連産業や食品関連産業等の企業誘致の積極的な推進に努めます。

※1 環境・エネルギー創造特区

地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図る。

- ・地域範囲：八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村

※2 新むつ小川原開発基本計画

むつ小川原開発地区において、環境、エネルギー及び科学技術分野における研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開を図るとともに、森と湖に囲まれた、アメニティあふれる新たな生活環境を整備し、多様な機能を併せ持つ、世界に貢献する新たな「科学技術創造圏」の形成を進め、むつ小川原地域の振興を図る。

- ・地域範囲：十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村

※3 県南・下北地域基本計画

企業立地促進法に基づき、ゼロエミッションシステム、新エネルギー実証研究等の研究成果活用により、環境リサイクル・エネルギー技術開発の拠点形成を推進するとともに、エレクトロニクス等先端技術産業の一層の集積を図る。

- ・地域範囲：八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、三戸町、五戸町、南部町、階上町

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
商工業の振興	<input type="checkbox"/> 商店街の活性化事業の促進 (商業環境の整備・高齢者に優しい商店街づくり) <input type="checkbox"/> 商業経営近代化の促進 <input type="checkbox"/> 商業団体の育成支援・強化 <input type="checkbox"/> 起業家の育成支援の促進 <input type="checkbox"/> 新幹線駅周辺の整備と雇用機会の拡大 <input type="checkbox"/> 地域環境適合型企業の誘致促進(新産業の創出) <input type="checkbox"/> 立地企業への助成制度(優遇措置)の拡充

(3) 観光・レクリエーションの振興

観光・レクリエーションについては、優れた自然的資源、歴史・文化的資源等を観光資源として有効に活用していくために、新幹線駅を拠点とした新たな観光ゾーンの形成を検討するとともに、観光振興計画の策定に努めます。

また、多彩なイベント開催の周知と知名度の向上を図るため、多様な情報発信に努め、都市圏域との積極的な交流を推進し、新たな観光資源の開発に努めます。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
観光・レクリエーションの振興	<input type="checkbox"/> 観光振興計画の策定 <input type="checkbox"/> 町内観光ルートの整備 <input type="checkbox"/> 十和田湖・下北半島等との広域観光ネットワーク化の形成 <input type="checkbox"/> 滞在型観光推進のための宿泊施設の整備(温浴施設の活用) <input type="checkbox"/> イベントの共同開催(リレー開催)の促進(相乗効果による活性化) <input type="checkbox"/> 冬季観光振興策の検討(オフシーズン対策) <input type="checkbox"/> 東八甲田家族旅行村と天間ダム森林公園の連携及び機能の充実 <input type="checkbox"/> 二次交通対策の検討(観光タクシー・観光(巡回)バス運行等の検討) <input type="checkbox"/> 観光ボランティアガイドの育成支援

3 心豊かに安心して暮らせるまちづくり (健康・福祉の充実)

【基本方向】

健全な住民生活を支える基本は、日頃からの健康管理にあるといえます。また少子・高齢化社会にあっては、子どもから高齢者まで生きいきと安心して暮らせる生活環境づくりが課題となります。

このため、医療、保健、福祉サービスの一体化を図り、より多くの人安心して健康な生活をおくれるように努めます。また、地域住民が主体となったまちづくりの推進と思いやりにあふれた地域コミュニティの形成を促進し、住民自らが健康の維持・増進活動に取り組み、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【施策の方針】

(1) 保健・医療の充実

健康で安心できる生活の実現と、医療サービスの向上を図るため、地域に密着した医療システムの確立と保健医療スタッフの確保に努めます。

また、予防体制や各種検診等の充実を図り、疾病の早期発見、早期治療体制を確立するとともに、各地域に設置されている保健センター・福祉センター並びに老人保健施設や福祉施設との連携強化を促進し、住民参加による先進的な福祉サービス圏域の形成に努めます。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none">□地域医療ビジョン策定の推進□公立七戸病院の機能の充実□各種検診・健康相談の推進体制の充実□医療・保健・福祉のネットワークシステムの確立□通院のための交通手段の確保 (路線バスの確保・広域コミュニティバスの運行)□医療・福祉分野の専門家養成機関設置の検討促進□医療助成制度の充実□包括ケアシステムの整備

(2) 地域福祉の充実

地域福祉の充実を図るため、従来、2町村で実施してきた福祉施策の融合を図りながら、総合的、一体的な福祉サービスの向上に努めます。

また、関係機関との連携を強化し、高齢者や障害者等の要介護者の早期発見から介護、支援に至るまで、医療・保健・福祉の連携のとれたサービスの提供を迅速かつ一体的に促進していきます。さらには、地域福祉の充実を図るため、イベント開催等による福祉意識の高揚に努めるとともに、福祉ボランティアの育成・支援と福祉ネットワークシステムの確立を図ります。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">□福祉事務所との連携強化□医療・保健・福祉のネットワークシステムの確立□在宅介護サービス基盤の充実□施設介護サービス基盤の充実□地域福祉センターの機能充実と連携□[*]バリアフリー化によるまちづくり□福祉ボランティアの育成・支援とネットワークシステムの確立

※バリアフリー (Barrier-free) の定義

高齢者、障害者が建築物を使おうとしたときに邪魔になるさまざまなバリア（障壁）を取り除こうという考え。

(3) 対象者別福祉の充実

高齢者が生きがいをもち、住み慣れた地域で生きいきと生活ができ、活力ある長寿社会を目指すために、在宅や施設における介護サービス基盤の確立に努めます。

また、高齢者や障害のある人たちが積極的に社会活動に参加し、生きがいのある生活がおくれる地域社会を目指すため、住民参加による対象者別福祉体制の確立を図るとともに、自立と社会参加を促すための環境整備を推進します。

さらに、近年の少子化、核家族化の進展や共働きの増加などに伴う社会環境の変化は、幼児の発育にも大きな影響を与えています。このため、心身の調和の取れた発育を促し、豊かな情操や自立心を育むなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実と多様な子育て支援のための環境整備の充実を図ります。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
対象者別福祉の充実	<input type="checkbox"/> 高齢者・障害者等の総合支援拠点の整備 <input type="checkbox"/> 在宅介護支援センター機能の整備充実 <input type="checkbox"/> デイサービスセンター機能の整備充実 <input type="checkbox"/> 高齢者の就労促進（シルバー人材センターの活用） <input type="checkbox"/> 社会参加及び就業機会の拡大 <input type="checkbox"/> 母子保健福祉の充実 <input type="checkbox"/> 母子（父子）家庭等の自立支援 <input type="checkbox"/> 保育規模の適正化と保育環境の整備充実 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センターの支援・充実 <input type="checkbox"/> 育児サークルの活動支援と育成体制の確立

（４） コミュニティづくりの推進

近年、日常生活圏の拡大、価値観の多様化、核家族化の進展など、住民の生活様式は大きく変化してきており、住民の社会的・地域的連帯意識の希薄化が懸念されはじめています。

このため、青少年の健全育成、一人暮らし老人の生活支援、防犯、事故防止、消防・防災活動、環境美化活動など、多様な地域コミュニティ活動の支援に努めるとともに、その展開拠点となる施設の整備充実を図ります。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
コミュニティづくりの推進	<input type="checkbox"/> コミュニティ組織の育成・支援 <input type="checkbox"/> コミュニティ施設の整備促進 <input type="checkbox"/> ボランティア活動の普及・促進 <input type="checkbox"/> ※コミュニティビジネスの促進

※コミュニティビジネス（社会的地域事業）

コミュニティビジネスは、自らの地域を元気にする住民主体の地域事業と定義づけられ、今までの行政や大企業が提供する商品サービスとは違い、住民自らが地域の困った問題、または生活の質を向上させるような活動をビジネスとして展開していこうというものです。

4 自然と調和のとれた快適なまちづくり（生活環境の整備）

【基本方向】

東北新幹線七戸十和田駅の開業や上北自動車道及び下北半島縦貫道路等の整備、それに伴うアクセス道路が整備されることにより、近い将来、地域の生活環境が大きく変化することが予想されます。

地域の歴史・文化的景観や豊かで美しい自然的景観は、新町の大きな特色・魅力となっています。この優れた自然的景観を保全・創出し、交流体験やレクリエーション活動の場として整備・活用し、地域の活性化につなげていきます。

また、良好な宅地の供給と住宅建設の促進に努めるとともに、生活の安全を確保するために、災害や犯罪などの緊急事態への体制の充実を図り、自然と調和のとれた快適なまちづくりを目指します。

【施策の方針】

（1）住宅の整備

良好な居住環境は、住民が快適で潤いのある暮らしを営むうえでの基本的な条件であり、若者等の定住化を促進する重要な要件となります。

特に、東北新幹線七戸十和田駅の開業や上北自動車道及び下北半島縦貫道路等の整備によって、新町は地理的条件から県土整備の要となることが充分予想されるため、地理的特性を活かした良好な宅地の供給と住宅建設を推進し、若年層やファミリー層の定住化の促進に努めます。

また、ユニバーサルデザインで全ての人が、安心して快適に生活出来る居住環境の整備に努めます。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
住宅の整備	<input type="checkbox"/> 良好な公営住宅の整備促進 <input type="checkbox"/> 良好な宅地供給の推進 <input type="checkbox"/> ユニバーサルデザインによる良好な居住環境の整備

(2) 河川の整備

新町には、一級河川の高瀬川をはじめ多くの中小河川が存在しており、その全ての河川が小川原湖に流入しています。

これまでの自然災害は、十勝沖地震を除くと、台風や集中豪雨による水害がほとんどであり、特に、中小河川の氾濫が主な災害をもたらしています。このため、平時から自然災害の発生が予想される箇所の点検強化に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりと、農作物の被害防止を図るため、河川改修を積極的に推進します。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
河川の整備	<input type="checkbox"/> 七戸川広域河川改修事業の整備促進の要請 <input type="checkbox"/> 中小河川の整備、改修の促進 <input type="checkbox"/> 水害常襲流域の危険箇所の点検強化

(3) 公共交通機関の整備

新町における公共交通機関は、縦横に地域間を連絡している路線バスと、東北新幹線とがありますが、一層利便性に富む、公共交通ネットワークの整備が求められています。

近年、利用者の減少や規制緩和などにより、路線バスの運行本数の減少や路線の廃止が増える傾向にあり、子どもや高齢者・障害者等の交通弱者の利便性の向上を図るうえでも、広域コミュニティバスの運行など公共交通機関を補完する交通サービスの抜本的なあり方について検討を進めていきます。

また、東北新幹線七戸十和田駅と近隣市町村などとの効率的な接続を実現するため、公共交通ネットワークの整備を促進します。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
公共交通機関の整備	<input type="checkbox"/> 路線バスの維持・確保対策の推進 <input type="checkbox"/> 公共交通機関の利用促進 <input type="checkbox"/> 東北新幹線と近隣市町村との公共交通ネットワークの整備促進 <input type="checkbox"/> 広域コミュニティバス運行計画の策定

(4) 環境衛生の充実

家庭から排出されるゴミの量は年々増加し、質的にも多様化の傾向にあります。その中には資源として再利用できるものも多く含まれていることから、リサイクルの促進強化を図るとともに、ゴミの減量化を図っていきます。

また、ゴミの分別収集が強化されたことに伴い、ゴミの不法投棄が増加する傾向にあるため、不法投棄防止の啓発運動の強化や環境教育の推進に努め、環境保全意識の高揚を図ります。

し尿処理については、現在、公共下水道事業の整備を進め生活環境の向上に努めていますが、公共下水道処理区域外においては、合併処理浄化槽の設置と農業集落排水事業を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めます。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
環境衛生の充実	<input type="checkbox"/> ゴミの減量化と再資源化の推進 <input type="checkbox"/> ゴミ処理施設の整備 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処理施設の整備 <input type="checkbox"/> ゴミの不法投棄防止運動の推進 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の適正処理の推進 <input type="checkbox"/> し尿処理施設の整備

(5) 景観形成の推進

近年、自然志向や環境志向の高まりから、地域がこれまで培ってきた自然的景観や原風景としての農村景観等が再認識されつつあります。

広大な緑の大地と自然豊かな河川環境を積極的に活用した新町の創造に向け、緑と田園の景観の維持・保存に努め、緑豊かな地域景観の形成に努めます。

また、豊かな自然と歴史的景観が調和した景観を維持するために、地域住民の自主的な取り組みの推進と景観形成への意識の高揚を図ります。

更に、公園・緑地は、生活に潤いや安らぎを与えるとともに、スポーツ・レクリエーションやコミュニケーションの場、災害時における避難場所など、多彩な機能を持った緑のオープンスペースとして重要な役割を果たしています。このため、地域の特性を活かした公園・緑地の整備促進を図るとともに、住民参加による緑化活動の推進に努めます。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
景観形成の推進	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>公園・緑地の整備促進<input type="checkbox"/>公共施設や地域の緑化を推進し、緑のネットワークを形成<input type="checkbox"/>歴史国道奥州街道七戸松並木の保存・整備<input type="checkbox"/>景観形成・緑化意識の高揚<input type="checkbox"/>景観計画の策定

(6) 防災・交通安全・防犯等の推進

安全で快適な暮らしができるまちづくりには、生命・財産を守る消防・防災体制の整備・確立が必要となります。そのため、救急体制や地域のコミュニティを活かした消防・防災体制の充実を図るとともに、地域の実情に応じた地域防災計画や水防計画等の策定、防災行政無線等、防災通信体制の整備を促進し、総合防災体制の確立を図ります。

交通安全対策については、今後の広域的な道路網の整備等による交通量の増加を視野に入れ、交通安全教育の徹底と交通安全意識や交通マナーの啓発と高揚に努めます。

特に、交通弱者といわれる子どもや高齢者・障害者等の交通安全指導を積極的に推進するとともに、通学路の安全確保、歩道の整備など交通安全施設の整備促進に努めます。

防犯対策については、犯罪の被害に遭いにくい環境設計に配慮するとともに、地域全体で防犯活動の意識の高揚に努め、地域コミュニティによる積極的な防犯活動への支援体制の強化を図るとともに、地域・家庭・学校などの関係機関が連携して活動できる環境の整備促進に努めます。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
防災・交通安全・防犯等の推進	<ul style="list-style-type: none"> □消防・防災施設の整備 □消防団組織の充実と活性化 □治山・治水対策の促進 □防火・防災意識の高揚 □原子力防災対策の充実 □交通安全意識の高揚 □防犯・交通安全施設等の整備促進（歩道・街灯等の整備） □防犯意識の高揚 □防犯体制の充実 □地域防災計画・水防計画等の策定

（7） 情報・通信の整備

高度情報化社会の到来に対応するため、地域情報通信の基盤整備を促進し、保健・医療・福祉、消防・防災、広報・公聴など行政が持つ情報の積極的な公開に努め、行政サービスの向上を図ります。

地域住民の生活の維持向上を図るため、電算システム等の統一化と各公共施設間のネットワーク化を促進し、施設利用の利便性と利用率の向上を図ります。

また、学校教育や生涯学習の場における情報関連の学習機会を通じて、情報活用能力の向上を促進するとともに、情報化に対する理解を深めるための研修等を積極的に推進し、高度情報化社会に対応した人材の育成に努めます。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
情報・通信の整備	<ul style="list-style-type: none"> □電算システムの統一化 □公共施設間のネットワークシステムの確立（利用予約システム・行事案内等） □各種申請・届出等のオンライン化の促進 □通信基盤の地域間格差の解消促進

5 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育・文化の充実）

【基本方向】

住民一人ひとりが生涯にわたって創造性を育み、心豊かに生きがいを持って生活していくためには、豊かな心と文化を育む教育環境の整備が重要となります。

このため、豊かな自然と歴史・文化に恵まれた環境の中で、幼児から高齢者まで、日常的に多彩な教育・文化活動を行うことができる教育環境づくりを推進します。また、情報化や国際化などの新しい時代の変化に対応した教育環境の整備に努めるとともに、郷土愛を育み、地域に根ざした個性豊かで伝統文化が息づく、豊かな心と文化を育むまちづくりを目指します。

【施策の方針】

（1）学校教育の充実

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努めます。

児童生徒一人ひとりが主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力を身に付けることができるよう、教材研究の進化と魅力的な授業づくりを推進するとともに、道徳教育、特別活動、体育・健康教育、生徒指導、キャリア教育、特別支援教育、環境教育、国際化・情報化に対応する教育、総合的な学習の時間及び教職の専門性を高める研修の充実に努めます。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 学校施設・設備の計画的整備<input type="checkbox"/> 教育環境（人的・物的）の整備・充実<input type="checkbox"/> 特別支援教育の充実に図るための体制整備<input type="checkbox"/> 国際化・情報化に対応する教育の充実に図るための体制整備<input type="checkbox"/> 生徒指導の充実に図るための体制整備<input type="checkbox"/> 特色ある学校づくりを推進する事業<input type="checkbox"/> 学校保健衛生推進事業

(2) 生涯学習の充実

生活水準の向上や余暇時間の増大、高齢化の進展など、社会情勢が大きく変化している中で、心の豊かさやこだわりをもった生活を求める傾向が強まっています。また、新たな知識や技術の習得など住民の学習意欲も多様化・高度化の傾向にあることから、そのニーズに対応できる多様な学習体系の環境整備を図る必要があります。

そのためにも、公民館活動をはじめ、生涯学習の一層の充実と学習機会の拡充を図るため、生涯学習施設・保健福祉関係施設等を含めた関連施設との連携・ネットワーク化を推進し、学習情報の共有化を図りながら、各施設間の機能分担により、それぞれの地域の実情に応じた事業の展開を促進します。

また、男女共同参画時代を迎え、女性の地位向上を図るためにも、女性団体の育成と活動支援に努めるとともに、学習機会の提供や社会参加を積極的に推進します。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>多様な学習機会の創出（高齢者大学・各種セミナー、公開講座等の充実）<input type="checkbox"/>公民館活動等の社会教育体制の充実<input type="checkbox"/>指導者の確保と育成体制の確立<input type="checkbox"/>女性団体の育成・活動支援

(3) 生涯スポーツの振興

健康管理への意識や自由時間の増大と余暇志向の高まりを背景に、スポーツ・レクリエーションに対するニーズが高まり、多様化する傾向が見られます。

このため、子どもから高齢者まで各世代に応じたスポーツ・レクリエーション活動が、主体的・継続的に楽しめるような環境作りを促進するため、生涯スポーツの拠点となる施設の整備を図り、利用率の向上と有効活用の促進に努めます。

また、生涯スポーツ社会の形成と競技力の向上を図るため、各種スポーツ団体やクラブの育成・支援と指導体制の強化に努め、住民が自主的・主体的にスポーツに親しめる環境づくりを促進します。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
生涯スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> スポーツ施設の機能分担による利用率の向上（利活用の棲み分け）<input type="checkbox"/> 各種スポーツ教室の開催の促進<input type="checkbox"/> スポーツ団体の育成・支援<input type="checkbox"/> スポーツ指導者の養成の推進<input type="checkbox"/> 地域イベント（各種大会）の共同開催の推進<input type="checkbox"/> スポーツ合宿等の利用者の開拓促進<input type="checkbox"/> 地域交流スポーツ大会の開催

（４） 青少年の健全育成

少子化の進展と核家族化に伴う地域構成は、価値観の変化と多様化をもたらしています。また、人間関係の希薄化等を起因とした社会環境の変化が、青少年の意識や行動に大きな影響を及ぼし、非行の低年齢化や広域化へとつながり、大きな社会問題となっています。

このため、家庭、学校、地域社会等が相互に連携・協力しながら青少年健全育成を推進し、指導体制の確立に努めるとともに、青少年が自主的に地域活動や社会活動に参加できるような社会環境の整備と支援体制の充実を図っていきます。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 青少年活動の促進（スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動、子ども会活動等の支援体制の強化）<input type="checkbox"/> 青少年団体及び指導者の養成<input type="checkbox"/> 地域ぐるみによる啓発活動の推進（地域コミュニティとの協働）<input type="checkbox"/> 相談・指導体制の充実<input type="checkbox"/> 家庭の教育機能の向上

(5) 芸術・文化の振興

芸術・文化活動は、精神的ゆとりや生活に潤いを与えるとともに、地域の個性や独自性を生み出す重要な要素であり、住民の定住性の強化や地域の活性化と密接な関わりを持っています。

このため、住民が芸術文化活動を自主的に展開できるように、芸術団体や文化団体の育成・支援の強化に努めます。

国から史跡指定されている七戸城跡と二ツ森貝塚などをはじめとする貴重な歴史的遺産の整備・保存と文化財の収集・保存及び修復を行う埋蔵文化財調査施設の整備検討を進め、農村文化をはじめ、歴史と伝統が息づいた新町にふさわしい歴史・文化環境の充実を図っていきます。

また、地域住民の総合学習力の向上を図るため、図書館の機能充実をはじめとして、公民館や文化施設等との施設間のネットワーク化を推進し、利用率の向上と学習環境の整備に努めます。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
芸術・文化の振興	<ul style="list-style-type: none">□各種芸術・文化団体の育成と活動支援体制の強化 (活動機会の拡充)□史跡の保存・整備 (七戸城跡、二ツ森貝塚)□埋蔵文化財センターの整備□歴史・文化遺産の体系的な展示と学習機会の提供及び 情報発信の推進□文化財愛護精神の醸成□公民館、文化施設等とのネットワーク化の推進□七戸町民文化祭の開催□郷土芸能(民俗文化財)の保存・継承

6 一体感あふれ魅力あるまちづくり (連携・交流の促進)

【基本方向】

交流は、地域に賑わいや刺激を生み出し、地域の創造性や活力を育みます。

合併を契機に地域全体が魅力あるまちづくりの推進と一体感の醸成を図るため、地域間の多様な連携・交流の促進に努めます。

また、高速交通時代の到来は都市圏域との交流を活発化させ、交流人口の増加は地域に活力を与えます。このため、「ひと、もの、情報等」の広域的な交流基盤の確立と環境づくりに努め、地域の活性化を図るとともに、本格的な国際社会の到来に対応した国際交流推進体制の確立と相互理解の推進に努め、一体感あふれ魅力あるまちづくりを目指します。

【施策の方針】

(1) 新町内の連携・交流の促進

人と自然と文化が調和し、活力ある新町の創造を目指すために、歴史・文化遺産や地域に根ざした祭り、受け継がれてきた郷土芸能などとの連携や地域住民の絆を深めるための交流促進を図り、潤いと安らぎに満ちた住みよい地域社会づくりを推進していきます。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
新町内の連携・交流の促進	<ul style="list-style-type: none">□各種イベント・スポーツ大会等開催による地域間交流の促進□学校と連携した町民の交流（世代間交流の促進）□公共施設等のネットワーク化による地域間情報の提供

(2) 国内の連携・交流の促進

高速交通時代の到来を間近に控え、優れた自然環境や全国的な生産高を誇る農林畜産物など、新町における地域の特性と多彩で豊富な資源を有効に活かしながら、教育・文化、スポーツ、産業などの多様な分野において、都市圏域等との交流活動を積極的に進めていきます。

また、各種イベントを通じて訪れた人々に、地域のよさを理解してもらうとともに、継続的な交流が図れるようリピーター（再来）の確保に努め、インターネット等を通じた交流など、多方面からの連携・交流の促進も検討します。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
国内の連携・交流の促進	<input type="checkbox"/> 都市圏域・各団体との連携・交流の継続と内容の充実 <input type="checkbox"/> 各種イベントを通じた連携・交流の促進 <input type="checkbox"/> ふるさと町民制度の創設 <input type="checkbox"/> 交流促進のための滞在型施設の整備（宿泊施設の整備） <input type="checkbox"/> 特産品のふるさと便の充実

(3) 国際交流と相互理解の推進

青少年の海外派遣をはじめ、学校教育や生涯学習の場において、外国の生活・文化等に触れ合う機会の創出、外国語教育の充実等、国際理解を深めるための事業を推進し、国際性豊かな人材の育成に努めます。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
国際交流と相互理解の推進	<input type="checkbox"/> 青少年海外派遣事業の推進 <input type="checkbox"/> 外国青年招致事業・交換留学事業の推進 <input type="checkbox"/> 外国語教育の充実 <input type="checkbox"/> 国際交流事業の推進と支援体制の強化（交流による相互理解の推進）

7 町民が参加する活力あふれるまちづくり (住民参加と行財政改革の推進)

【基本方向】

限られた財源の中で多様化、高度化する行政需要に適切に対処していくためには、積極的な行財政改革の推進による財政基盤の確立が求められています。

まちづくりにあたって地域間格差を解消し、住みやすさや賑わいのある新町を創出するために、住民自らが行政へ参画できる体制の確立を推進し、住民と行政のパートナーシップ（協働・連携）により地域自治の成熟化と自治能力の向上を図るため、住民が参加する活力あるまちづくりを目指します。

【施策の方針】

(1) 住民参加型のまちづくり

合併後の新しいまちづくりを進めるためには、住民の視点に立ったまちづくりを考えていく必要があります。そのため、各種振興計画の作成段階から住民の積極的な参加が求められてきます。

特に、合併による地域間格差の解消を図るためにも、地域懇談会等の内容の充実を図り、住民一人ひとりの声が行政に反映できるような新たな自治組織体制を整備し、住民と行政のパートナーシップ（協働・連携）によるまちづくりを推進します。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
住民参加型のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ワークショップ導入による各種計画の方針策定<input type="checkbox"/> 地域懇談会等の充実<input type="checkbox"/> まちづくり団体の育成と活動支援<input type="checkbox"/> 広報・公聴の充実<input type="checkbox"/> 情報システムの整備（公共施設間のネットワーク化による情報の提供）<small>エヌ・ピー・オー</small><input type="checkbox"/> NPO活動の支援促進

※NPOの定義（Non-profit Organization ノン・プロフィット・オーガニゼーション）
非営利団体、あるいは非営利市民活動団体。営利の追求を第一の目標とはせずにあるミッション（使命・目標）のもとに社会的な事業を展開する団体です。

(2) 行財政改革の推進

国、地方とも厳しい財政状況のなか、地方分権の推進、少子・高齢化の進展等と、これらに付随する新たな行政課題への対応など、市町村を取り巻く環境は大きく変化しており、将来ともきめ細やかな行政サービスの提供が困難な状況を迎えると予想されます。

限られた財源の中で社会情勢の変化に伴う行政需要の多様化、高度化、複雑化に適切に対処していくためには、合併を契機に公共施設の統廃合など積極的かつ強力な行財政改革を推進し、強固な財政基盤の確立と職員の資質の向上並びに行政能力の向上を図り、効率的な行財政運営の推進に努めます。

【事業の概要】

施策名	主要事業の概要
行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none">□ 計画的、効率的な行財政運営の推進□ 経費の節減と健全な財政基盤の確保□ 総合的な事務事業の見直し（民間委託の推進、補助金の適正化）□ 事務事業評価制度の導入と運用※ ピー・エフ・アイ□ P F I の導入による公共施設の整備□ 時代に即応した組織・機構の確立□ 職員の資質向上と適正な定員管理□ 行政能力の向上□ 公共施設等の計画的な統廃合（統合・再活用・除却）

※ P F I（Private Financial Initiative）プライベート・ファイナンス・イニシアチブの定義

P F Iは、公共施設等の設計、建設、維持管理・運営等を、国や地方公共団体が自らすべて行うのではなく、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のことです。P F Iにより、事業コストの縮減やより質の高い公共サービスの提供、民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化が期待できます。

第6章

公共施設の 適正管理

学校、公民館、役場庁舎、福祉・スポーツ施設などの各種公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮しつつ、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政状況等を十分考慮しながら、可能なものから逐次、統廃合・整理を実施します。

その検討実施にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、地域の均衡ある発展と地域住民の福祉の向上にも配慮しながら、既存の公共施設の有効利用・相互利用等を総合的に判断し、適正な管理の運営に努め行政サービスの低下を招かないように配慮します。

(1)入札制度改革

コスト削減においては、建設工事など入札制度のさらなる改善が求められます。例えば、1年当たりの工事費を抑えるため年次計画により工事を分割発注している場合がありますが、工事費全体の削減に向け、一括発注する方法を検討していきます。

また、公共事業は単年度で完了しない場合が多いため、中長期的な財政運営による歳出の管理の視点から、複数年度予算による柔軟な対応を検討していきます。

(2)ライフサイクルコスト

ライフサイクルコストとは、設計から建設・維持管理・解体までの「建物の生涯」を通じてかかる費用のことで、その総額は、建設費の4～5倍にもなります。

今後は、建設費だけではなく、維持管理費を含めたライフサイクルコストを把握し、その費用対効果を十分に考慮したうえで、施設整備を行っていきます。

(3)民間委託(公設民営・民営設)

民間ノウハウをより積極的に活用することによって、コスト削減と住民サービスの向上を図ることができます。具体的には、施設整備から維持管理までを任せると P F I や、施設の運営を民間事業者、N P O 法人等に全面委託する[※]指定管理者制度の運用も考慮していきます。

※ 指定管理者制度

産・官・学・民の連携による新しい公共サービスを生み出す取り組みとして、PPP (Public Private Partnership) への注目が高まっています。民活、PFI、アウトソーシングなどの導入に続き、2003年9月の地方自治法改正により「指定管理者制度」が導入され、公共施設を民間企業・N P O 法人等によって運営することが可能になりました。指定管理者制度の導入により、これまで自治体の直営や財団法人等で運営されていた公共施設の運営は民間企業の運営へと切り替わり、既にいくつかの自治体では導入検討が始まっています。

第7章 新町における 青森県事業の推進

青森県では、合併後の新町が住民に最も身近な基礎自治体として地方自治の中核的な役割を担うとともに、自らの責任による自立的な行財政運営を遂行できるよう、地方自治を担う対等協力のパートナーである新町との連携を密にしながら、新町のまちづくりを積極的に支援することとしています。

特に、本計画に掲げる、新町住民の一体感の早期確立や新町全体の均衡ある発展を図るための施策が着実に実現できるよう、市町村合併支援特別交付金制度を活用した支援を積極的に行うとともに、青森県が主体となって実施する新町のまちづくりの根幹となり得る事業を着実かつ重点的に実施していくこととしています。

新町においては、青森県との連携・協力により、新町の将来像である「潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして」の実現を図っていきます。

第8章

財政計画

1 前提条件

新町の財政計画については、歳入・歳出の各項目毎に過去の実績や今後の国・県の動向等を考慮しながら、合併後の新町が健全な財政運営を目指すことを基本とし、合併後の歳出の削減効果や、住民サービスの維持・向上に係る経費、「新町建設計画」に位置づける事業の経費を見込み、普通会計ベースで平成17年度から令和6年度までの20年間について策定したもので、主な推計方法は次のとおりです。

【 歳 入 】

(1) 地方税

地方税については、平成30年度決算額を基礎とし、過去の実績、今後の経済見通しを考慮し、特殊要因等（都市計画税廃止等）を加味して推計しています。

(2) 地方交付税

普通交付税は、現行の交付税制度を基本に推計しています。

(3) 分担金・負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等を考慮し推計しています。

(4) 国・県支出金

国・県支出金については、過去の実績等を参考に今後の行財政改革等の状況を総合的に勘案し過大にならないように推計し、「新町建設計画」に位置づける建設事業財源分を加えて推計しています。

(5) 繰入金

繰入金については、年度間の財源調整のための財政調整基金を効率的に活用するとともに、特定目的基金(人材育成・奨学基金等)に係る各種事業相当分を見込んで推計しています。

(6)地方債

地方債については、「新町建設計画」に位置づける事業に伴う合併特例債、新町で実施される事業に充てる過疎対策事業債、さらに通常地方債等を見込んで推計しています。

【 歳 出 】

(1)人件費

人件費については、令和元年度の現員を基に、定期昇給等を勘案し、推計しています。

(2)公債費

公債費については、平成30年度までの借入分に係る元利償還予定額に、令和元年度以降新たに発行することとなる地方債に係る元利償還見込額を加算して推計しています。

(3)物件費

物件費については、過去の実績等を参考に、事務の効率化による削減目標額を設定して推計しています。

(4)補助費等

補助費等については、過去の実績等を参考に、組織・事業の整理統合等による削減効果目標額を設定して推計しています。

(5)積立金

積立金については、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金への積立金を見込んで推計しています。

(6)繰出金

繰出金については、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・公共下水道会計等の特別会計に関し、各会計における収支の状況及び適正な繰出基準等を勘案し、推計しています。

(7)普通建設事業費

普通建設事業については、「新町建設計画」に位置づける事業費及び経常的な普通建設事業費の合計額を見込んで推計しています。

財政計画

(1)歳入

上段：計画 新計画
下段：実績

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
地方税	1,167	1,160	1,153	1,150	1,147	1,143	1,209	1,204	1,195	1,892	1,885	1,838	1,812	1,786	1,761	1,980	1,972	1,968	1,969	1,775
地方譲与税及び各種交付金	571	571	571	571	571	571	571	571	571	349	334	320	307	294	282	381	373	365	357	349
地方交付税	5,300	5,101	4,680	4,481	4,511	4,509	4,554	4,587	4,593	4,593	4,478	4,364	4,249	4,135	4,020	3,914	3,843	3,878	3,997	3,979
分租金・負担金	134	134	129	129	111	111	111	111	111	127	113	113	113	113	113	15	15	15	15	15
使用料・手数料	86	86	86	86	86	86	86	86	86	82	82	82	82	82	82	81	81	81	81	81
国・県補助金	1,797	1,778	1,810	1,620	1,530	1,224	1,130	1,057	1,058	1,817	1,794	1,758	1,695	1,611	1,981	1,629	1,546	1,612	1,388	1,430
財産収入・寄付金	7	7	7	7	7	7	7	7	7	45	25	25	25	25	25	60	60	60	60	60
繰入金	63	29	58	94	25	239	27	27	34	48	30	53	52	74	74	35	35	75	115	145
繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0	0	0	0	0	10	10	10	10	10
諸収入	88	88	88	88	88	89	89	89	89	66	60	60	60	60	60	59	59	59	59	59
地方債	2,023	1,055	1,161	962	806	2,176	897	1,087	1,087	373	856	821	516	1,117	1,792	1,342	2,447	3,435	963	774
合計	11,192	9,999	9,904	9,503	9,156	10,236	8,673	8,818	8,904	9,673	9,957	9,731	9,259	9,381	10,616	9,536	10,441	11,558	8,914	8,677
	11,458	9,139	8,987	10,134	11,044	10,630	9,406	8,945	10,110	9,812	10,316	10,750	10,142	10,524	0	0	0	0	0	0

単位：百万円

(2)歳出

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人件費	2,131	2,120	1,987	1,908	1,791	1,711	1,641	1,581	1,460	1,442	1,382	1,324	1,269	1,215	1,165	1,298	1,306	1,314	1,322	1,330
公債費	2,084	1,927	1,915	1,849	1,735	1,688	1,738	1,576	1,487	1,445	1,404	1,348	1,354	1,282	883	1,088	1,106	1,245	1,484	1,479
扶助費	1,371	1,510	1,518	1,569	1,538	1,507	1,430	1,378	1,482	1,354	1,085	996	968	907	960	1,088	1,106	1,245	1,484	1,479
扶助費	696	696	696	696	696	696	696	696	696	1,203	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
物件費	836	774	838	880	1,000	1,196	1,186	1,162	1,178	1,246	1,218	1,278	1,297	1,267	833	1,100	1,045	993	943	896
維持補修費	136	136	136	136	136	136	136	136	136	250	288	288	290	290	290	280	266	253	240	228
補助費等	1,649	1,535	1,468	1,532	1,923	1,536	1,503	1,536	1,613	1,685	1,806	1,772	2,274	2,060	1,791	2,027	2,269	1,762	1,707	1,625
積立金	1,467	1,23	150	35	161	633	349	79	390	73	30	30	3	116	10	203	143	3	3	3
投資・出資・貸付金	30	12	6	17	27	65	42	42	73	60	8	8	1	0	75	75	1	1	1	1
繰出金	816	823	842	978	1,017	1,006	1,005	1,124	1,106	1,085	1,129	1,174	1,222	1,250	1,250	1,152	1,169	1,187	1,200	1,200
普通建設事業費	1,961	2,063	2,133	1,740	1,467	2,704	1,279	1,271	1,271	1,437	2,032	1,951	1,573	2,295	3,127	1,127	1,876	3,540	754	655
その他の投資的経費	1,952	1,414	1,201	1,988	2,642	1,755	789	727	1,493	1,251	1,538	2,409	1,308	2,022	10	10	10	10	10	10
合計	11,192	9,999	9,904	9,503	9,156	10,236	8,673	8,818	8,904	9,673	9,957	9,731	9,259	9,381	10,616	9,536	10,441	11,558	8,914	8,677
	11,362	9,056	8,890	9,756	10,918	10,347	9,274	8,871	9,934	9,681	10,214	10,556	10,019	10,372	0	0	0	0	0	0

